

# 役員等の報酬及び費用に関する規程

2018年5月22日 制定

2023年5月23日 改定

(目的)

## 第1条

本規程は、一般社団法人日本計算工学会（以下「本会」という。）の役員等の報酬及び費用の支給についての必要な事項を、定款第27条3項に基づき定めるものである。

(報酬等)

## 第2条

本会の役員（理事及び監事）は、その在任中報酬を受けず、退任時において退職金は支給されない。

(費用の支給)

## 第3条

本会は、役員の仕事執行に要する交通費等の実費相当額を費用として支給することができる。

2 役員の仕事費、旅費（宿泊費を含む）の支払いについては、別に定める旅費に関する申し合わせによるものとする。

(改廃)

## 第4条

本規程の改廃は、社員総会の議を経て行う。

附則

2018年5月22日 制定

2023年5月23日 改定

以上